

2013年6月24日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

日本医療労働組合連合会
中央執行委員長 山田 真巳子

要 請 書

患者・国民のための病院給食など改善のため、以下の事項を要請いたします。

記

- 1、病院給食の食数に対する栄養士、調理師、調理員等に関する人員配置基準を新設すること。また、人材確保が困難な実態が改善されるよう必要な診療報酬の引き上げや加算制度の新設を行うこと。
- 2、病院給食の質の向上を担保するために、以下の要求に関して、しかるべき部局で検討し、改善を図ること。
 - ①嚥下食について、国の統一基準を定め、診療報酬、介護報酬上の加算措置を行うこと。また、嚥下食に関する実態・状況を把握し、検討内容を明らかにすること。日本医労連及び栄養士会などの関係団体の意見を聞き、制度の改善に生かすこと。
 - ②特別食加算の引き上げ、適時・適温の特別管理加算と選択メニュー加算を復活させること。
 - ③病院に「栄養相談室」を設置するよう基準を設け、財政措置を講ずること。
 - ④医療機関及び介護施設の食中毒について、実態を公表するとともに、改善策を明らかにすること。
- 3、業務委託及び、院外調理に関して、国として実態調査を実施すること。調査内容は、治療食としての特別食や個別対応状況、栄養管理、食材費をはじめ、病院給食の提供にかかわり人員配置状況や栄養サポートチームの運営状況などについての実態とし、調査結果は公表すること。また、業務委託および院外調理の調査は、医療機関のみとせず、施設入所者に給食を提供している介護施設にも、国が責任をもって実施すること。
- 4、災害時対応について、消防庁は備蓄用倉庫などに補助金制度をつくり助成している。医療機関に対しても災害時対応に厚労省が責任をもち、備蓄品について補助金制度を創設すること。
- 5、遺伝子組み換え品の大量流入等、食の安全性を脅かすTPP交渉には参加しないこと。
- 6、被災地の震災復興に関し、医療機関や介護施設での病院給食の提供体制（人材確保）を支援する施策と財政措置を行うこと。

以 上